

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和5年5月25日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第15号 さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

報告第16号 さいたま市教職員の人事について

【非公開案件】

報告第17号 さいたま市教職員の退職手当について

【非公開案件】

3 議 事

議案第43号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の任命について

【非公開案件】

4 閉 会

報告第15号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和5年5月25日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり制定することを臨時代理す
る。

令和5年5月1日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定
について

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 <u>職員の柔軟な働き方に資するものとして、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。</u> ）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。	(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、 <u>育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは当該職員の障害の特性等に応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。</u> ）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施していた時差出勤制度について、同感染症の感染症法上の位置付け変更後においても職員の柔軟な働き方を認める観点から、早出遅出勤務制度において制度の一部を継続するため、所要の改正を行うものです。